

# 介護予防・日常生活支援総合事業

## 平成29年4月から要支援者の介護保険サービスが変わりました。

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」といいます。)は、高齢者が介護予防活動への参加により元気を維持し、地域の支え合いや民間事業者による生活支援を組み合わせることで、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう支えていく事業です。心身の状態に応じて、専門職による訪問や通所のサービスを受けることができます。

札幌市では、総合事業の実施を通じて、介護予防と生活支援を充実し、高齢者がその持てる力を発揮して、「笑顔」で「いきいき」と暮らしていけるまちづくりをめざしています。

### 総合事業の種類

要支援に認定された方や生活機能の低下がみられ、本事業に該当する方(事業対象者)を対象とした「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上で介護予防活動への参加を希望する方を対象とした「**一般介護予防事業**」を行っています。

#### ●介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービスがあります。⇒18ページ

#### ●一般介護予防事業

介護予防センター等で実施しています。⇒介護予防センターについては10ページ

### めざそう!いきいきスマイルシニア

#### 身近な地域で学びましょう ～介護予防教室～

地域みなさんと一緒に楽しく、介護予防について学んで、取り組むきっかけづくりのための教室です。介護予防って何をすればいいの?と思うあなたにおすすめてです!



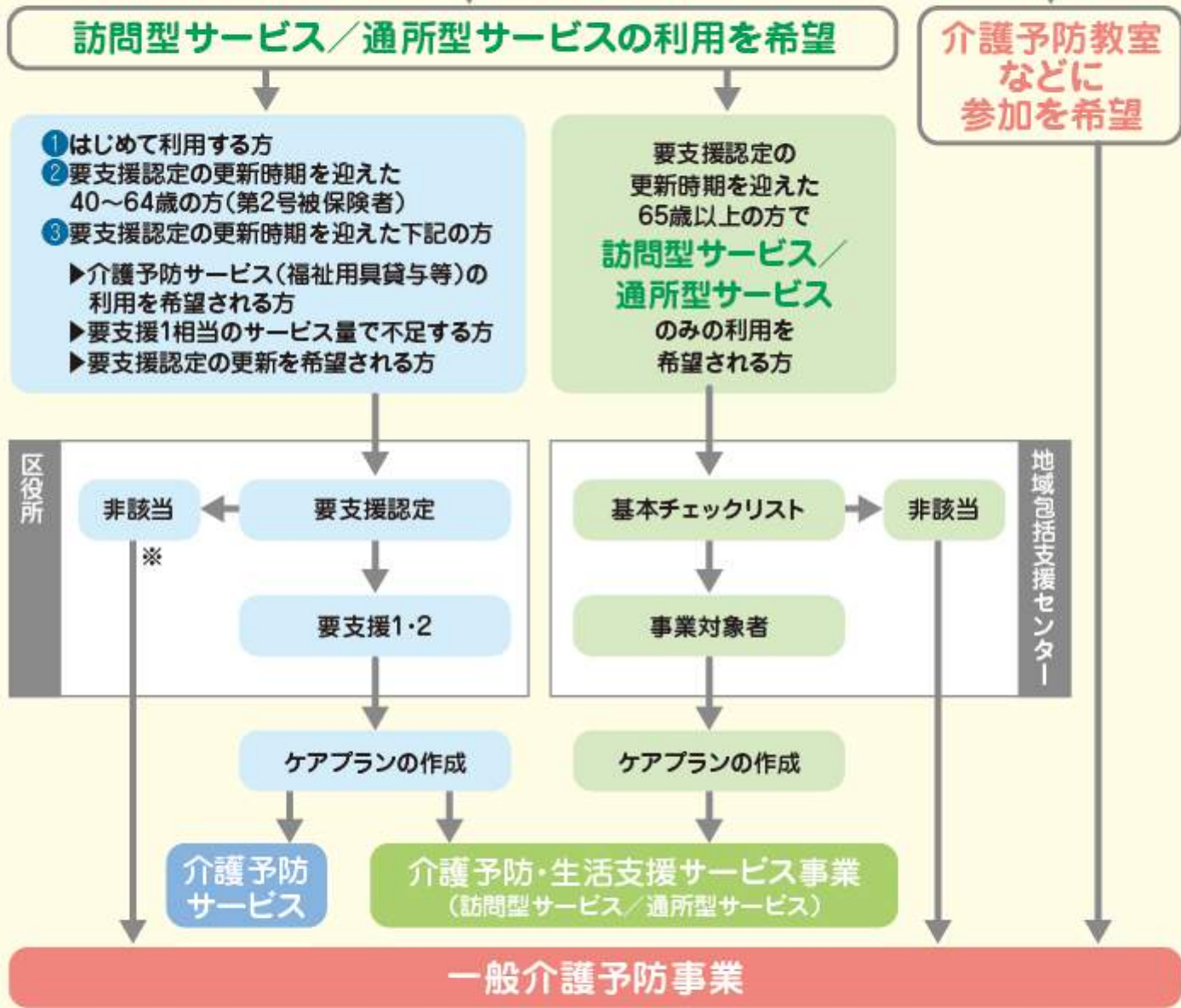
#### 地域の自主的な集まりを 応援します!

地域みなさんが主体となって行う集まり(グループ等)に専門職が伺い、効果的な介護予防の方法や、継続するためのヒントを伝授します。一人よりみんなで楽しく介護予防に取り組みたいグループのみなさんを応援します!



# 総合事業の利用の流れ

**地域包括支援センターや区役所などで相談。**  
 要介護の方を対象とした介護サービスを利用する流れは、11・12ページをご確認ください。



※要介護(要支援)認定の結果、非該当となった方で基本チェックリストに該当し、地域包括支援センターによるアセスメントの結果、支援が必要と確認された場合は、介護予防・生活支援サービスの利用が可能です。

**高齢者の「なりたい自分」を支えます!**

